§７　被扶養者の認定及び取消（法第２条第１項第２号、施行令第３条、運用方針第２条関係、法第55条、施行規程第94条）

共済組合の被扶養者

主として組合員の収入により生計を維持し、組合員と一定の身分関係にある人は、被扶養者として認定することができます。被扶養者として認定された人は、一定の給付を受けることができます。

被扶養者としての認定要件は、給与条例等に規定されている扶養親族の認定要件とは一部異なっています。このことにより、扶養手当を受給している場合でも被扶養者として認定できない場合があります。

被扶養者として認定されるためには、給与条例による扶養親族（扶養手当）の手続とは別に共済組合へ被扶養者の認定申告を行う必要があります。

§７の１　被扶養者の対象となる親族の範囲

被扶養者の対象となる親族の範囲は、次の要件を全て満たしている人です。

ただし、後期高齢者医療の被保険者（75歳以上又は65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人）は、除きます。

１　国内に居住している人

被扶養者の住所については、国内に住民票がある（住民基本台帳に登録されている）かで判断し、住民票がある人は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、住民票がある場合でも、次の人は被扶養者として認定できません。

- 日本国籍を有しない者で、「医療滞在ビザ」で来日した人
- 日本国籍を有しない者で、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人
- 海外で就労している場合など、明らかに日本での居住実態がない人

また、国内に住民票がない場合でも、海外への渡航が一時的なものであり、日本国内に生活の基礎があると認められる人については、国内居住要件の例外として認められる場合があります。例外に該当する事由は次のとおりで、必要な書類を提出することで、例外に該当していることを確認します。

- 海外において留学をする学生
- 海外に赴任する組合員に同行する人
- 観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた人であって、海外に赴任する組合員に同行する人と同等と認められる人
- 渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる人

２　組合員と一定の身分関係にある親族

組合員の親族のうち次のいずれかに該当する人です。

（1） 組合員との同居・別居を問わない親族

ア　組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む。）

イ　子（実子及び養子をいう。）

ウ　父母（実父母及び養父母をいう。）

エ　孫（実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。）

オ　祖父母（実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。）

カ　兄弟姉妹（実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。）

（2） 組合員と同居している次の親族

ア　三親等内の親族で前記（1）に掲げる以外の人（伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）

イ　組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

※　同居に準じて取り扱う場合

（2）について、今まで同居し扶養関係のあった人が、次に掲げる事情により一時的に別居となった場合には、組合員と同居していることとして取り扱います。

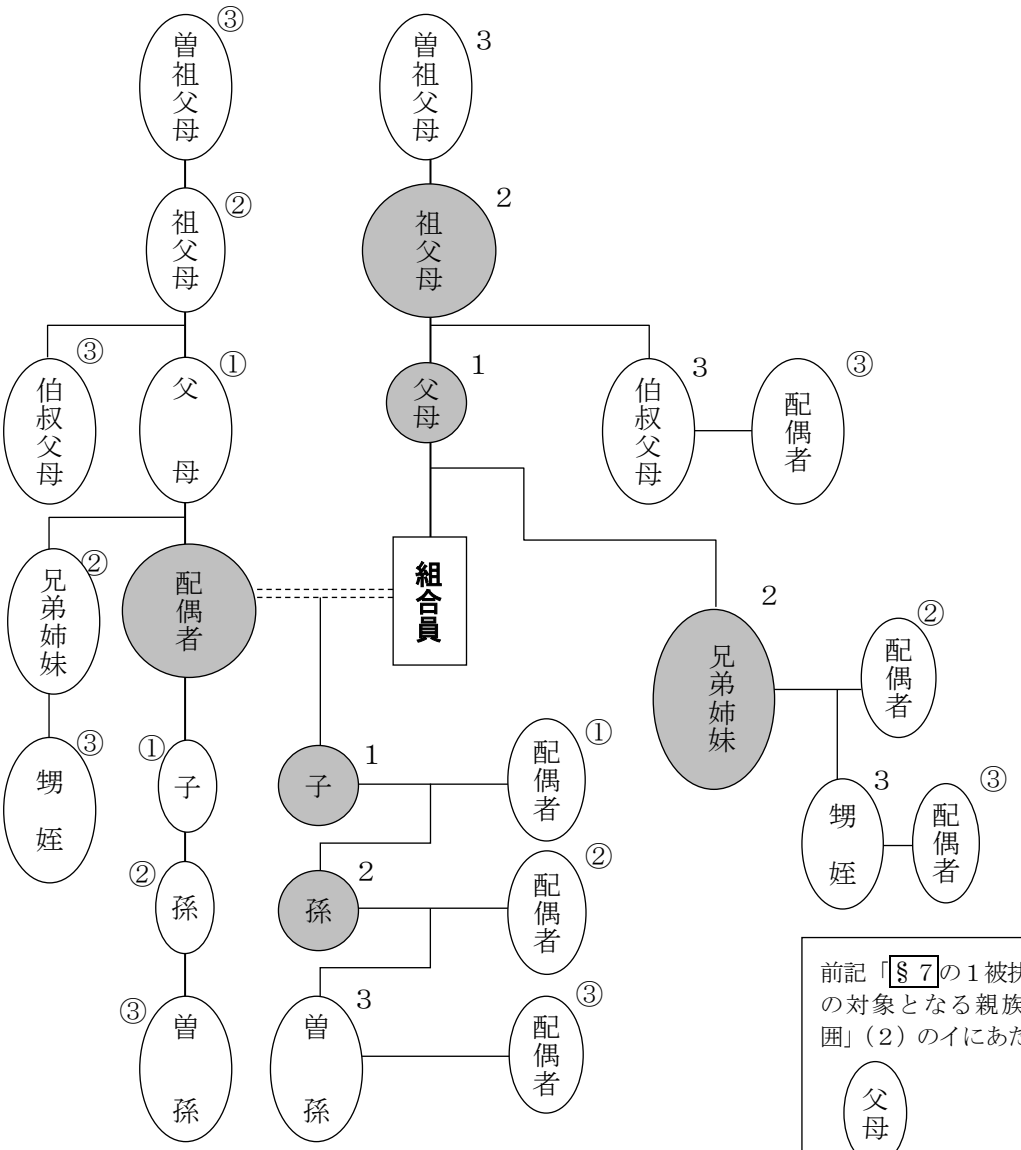
ア　組合員の転勤等やむを得ない事由により、同居をする意志がありながら別居を余儀なくされる場合

イ　身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設に入所している場合

ウ　知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している場合

エ　施設の性格、入所する人の状態等に照らし、個別具体的な事例に即して、一時的な別居であると認められる場合

被扶養者の範囲（親等図）



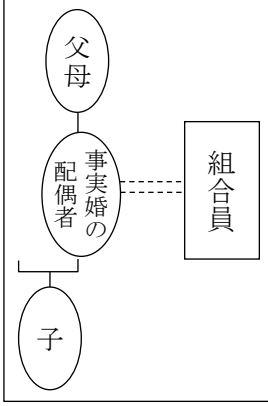
（注）●…… 同居・別居は問わない

○…… 組合員と同一世帯に属することを要する人

1・2・3 …… 血族の親等を表わす

①・②・③ …… 姻族の親等を表わす

前記「§７の１被扶養者の対象となる親族の範囲」（２）のイにあたる人



(R8.10)

§７の２　主として組合員の収入により生計を維持している人の判定

１　生計維持関係について

「主として組合員の収入により生計を維持している人」の認定にあたっては、認定を受けようとする人の収入、生計維持の実態、扶養義務者の収入等を総合的に判定します。

認定を受けようとする人が無収入又は所得限度額内の収入であっても、組合員が被扶養者の生計を維持していない場合や、主たる扶養義務者が組合員以外にあり、その扶養義務者に扶養能力がある場合は認定できません。

具体的には、次に該当する人は、被扶養者として認定できません。

（１）　組合員以外の人が一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第11条第１項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合

（２）　組合員が他の人と共同して扶養するとき、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合

（３）　恒常的な収入が年額130万円（障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上の者は180万円）以上あると見込まれる場合

（４）　他の共済組合の組合員又は健康保険の被保険者（任意継続組合員を含む。）の場合

（５）　組合員と別居している親族（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）について、組合員の援助額が対象者の全収入額（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の３分の１未満の場合

２　被扶養者の収入判定

公立学校共済組合の被扶養者の収入は、暦年（１月から12月まで）又は年度ではなく、認定申告時以後将来に向かっての１年間の恒常的な収入見込み額の総額（給与所得、年金所得、事業所得等）をいいます。

（１）　収入限度額

恒常的な収入の限度額は次のとおりです。

区　　分	右以外の人	19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）	障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人及び60歳以上の人
年額（12か月の累計）	130万円	150万円	180万円
月　　額	108,334円（130万÷12）	125,000円（150万÷12）	15万円（180万÷12）
日　　額	3,612円（130万÷360）	4,167円（150万÷360）	5,000円（180万÷360）

※　「19歳以上23歳未満の者」とは、該当年の12月31日の年齢で判定します。年齢は、誕生日の前日に加算されるため、１月１日生まれの方は、12月31日に年齢が加算されることに留意してください。また、「60歳以上の人」とは、60歳の誕生日の前日以降の人をいいます。

（２） 所得の取扱い

被扶養者の収入判定は、給与条例等に規定されている扶養親族の収入判定や、所得税法上の所得とは異なり、次のように取り扱っています。

ア　給与所得

12か月における恒常的な給与収入の総額をいいます。したがって、所得税法上非課税となる通勤手当や１年に数回支給されるボーナスも給与所得に含みます。

収入が、給与収入のみであって、勤務先から交付される雇用条件説明書等に、時給、労働時間、労働日数が記載されており、年間収入の見込額を算出することができる場合については、令和８年４月１日以降の認定分から、次のとおり取り扱います。

（ア）　雇用条件説明書等による年間収入の見込みで認定

雇用条件説明書等から算出した年間収入の見込額（諸手当及び賞与等を含む）が限度額（２（１）収入限度額参照）未満の場合には、原則として被扶養者として認定します（雇用条件説明書等に明確な記載がなく、労働契約段階では見込み難い時間外手当等（以下、「臨時収入」という。）については、認定時における年間収入には含みません。）。

（イ）　申請時の提出書類等の変更

- 「扶養事実申立書」において、給与収入のみであることの申立てが必要となります。
- 給与明細書の提出が不要となります（最新の所得証明書及び雇用条件説明書等の提出は、従来どおり必要です。）。

（ウ）　収入が限度額を超過した時の取扱いの変更（検認時等）

原則として、収入が限度額を超過した時点で被扶養者認定は取り消しとなりますが（ア）により認定された者については、その理由が、臨時収入によるものであり、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、収入超過を理由として被扶養者認定を取り消しません（ただし、「社会通念上妥当である」ことを確認するため、金額がわかる給与明細等及び臨時収入を得た理由の提出（申立て）が必要です。）。

給与収入以外に年金収入・事業収入・不動産収入等がある者、収入が給与収入のみだが勤務先から交付される雇用条件説明書等がない者等については、取扱いに変更はありません（従来どおり、勤務先から発行される給与明細書や、所得証明書・確定申告書等により年間収入を判断します。）。

イ　年金、遺族扶助料

年間における年金の総支給額をいいます。

年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金及び財形・生命

保険会社等の個人年金が含まれます。なお、所得税法上は非課税になる遺族（厚生・共済）年金、障害（厚生・共済）年金、遺族扶助料等も収入に含めます。

ウ　事業所得、資産所得等

事業所得又は資産所得等は、確定申告書及び収支内訳書を参照し、総収入額から次にあげる社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認める経費に限り、その実額を控除した額を収入とします。

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割り引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

エ　株等の譲渡収入

（ア）株等の「株」とは

株式の他に、債券、投資信託、ＦＸ、先物取引などが該当します。ちなみに不動産は対象外です。

（イ）被扶養者における株等の譲渡収入とは

譲渡収入＝（譲渡価額－取得価額）　です。売却手数料は、譲渡収入から必要経費として差し引くことは認められません。

（ウ）株等の譲渡収入のある被扶養者の認定について

株等の譲渡収入については、事業所得者と同様、年間で判断することとし、譲渡収入が認定基準年額を超過した場合、被扶養者としての要件を欠くこととなります。

また、取消日及び再認定日についても、事業所得者と同様に、確定申告を行った日となります。

（エ）株等の譲渡収入の確認方法

株等の譲渡収入については、**確定申告の際に使用する書類など１年間の取引結果がわかるもの**を提出していただき、収入確認を行います。

（オ）新規認定対象者が株等を保有している場合について

新規の被扶養者認定対象者が株等を保有している場合は、**認定しようとする前年の譲渡収入**により、認定の可否を判断します。

（カ）株等の譲渡収入が認定基準年額を超過したため、被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する場合について

認定基準年額を超過して以降、１年間で認定基準年額を超過しなかった場合、再認定できます。（事業所得者と同様の扱い。）

（キ）保有している株等をすべて譲渡した場合について

保有している株等をすべて譲渡した場合は、一時的な所得とみなし、すべて譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱います。

ただし、**すべての株等を譲渡することが、１年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とはみなしません。**

（ク）株等を保有し続けている場合の譲渡収入について

株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合は、その取引回数に関係なく被扶養者の収入とします。

（ケ）他の所得との合算について

株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、当該被扶養者に他の所得があった場合は、事業所得者と同様に、株等の譲渡収入については０（ゼロ）として合算します。

（コ）繰越損失の取扱いについて

株等の譲渡収入などで損失があり、**翌年度以降に繰越しできる損失については、考慮することなく、**あくまで当年の譲渡収入で判断します。

（サ）特定口座で源泉徴収ありを選択し株等を取引する場合（本人の確定申告不要）について

特定口座で源泉徴収ありを選択し、株等を取引する場合は、翌年１月に各証券会社等から発行される**「特定口座年間取引報告書」**により収入確認します。なお、対象者が特定口座のみで取引を行っており、株等の譲渡収入が年間基準額を超えることが判明した場合の認定取消日は、当該特定口座年間取引報告書を受領した日になります。

オ　その他被扶養者の収入に含める所得の例

- 原爆被爆者に対して支給される健康管理手当等（介護手当を除く）
- 雇用対策法に基づき職業訓練校に入校した人に支給される訓練手当
- 日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金
- 傷病手当金や労働災害等による休業補償
- 青年海外協力隊への派遣者に支給される現地生活費
- 全国中小企業団体中央会新卒者就職応援プロジェクト事業で支給される技能習得助成金
- 司法修習生が修習資金としての給与または奨学金貸与を受ける場合（自活できる程度の奨学金の貸与であるため）
- その他

３　主たる扶養者の取扱い

被扶養者として認定しようとする人に組合員以外の扶養義務者がいる場合には、扶養義務者の収入額、同居別居の別、扶養の実態等を総合的に判定します。

（1） 夫婦が共同して扶養している場合

ア　被扶養者として認定する要件は、原則として次のとおりです。

①　年間収入（前年分又は向こう１年間の収入）の多い人の被扶養者とします。

②　組合員より配偶者の収入が多い場合、双方の年間収入が同程度（収入の差額が、年間収入額が多い方のその額に対して１割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。

③　上記①又は②の要件を満たしていても、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは認定することはできません。

④　被扶養者を分けて認定することはできません。

イ　組合員が育児休業等を取得した場合の特例について

組合員が育児休業（産前産後休暇を含む。以下「育児休業等」という。）を取得した場合、上記ア①から③の要件に関わらず、特例的に被扶養者を異動しない（認定を継続する）ことができます。

ただし、育児休業等の期間中でも、新たに誕生した子などを被扶養者として申告する場合は、上記ア①から③までの要件により認定を行います。（特例的に育児休業期間中のみ被扶養者の認定が分かれる場合があります。）

【注】　育児休業等が終了した際には、改めて上記ア①から④までの要件により判定を行うため、収入の逆転等で要件を満たさない場合は、認定替えとなります。（育児休業等が終了したら、特例は適用となりません。）

ウ　認定替えが生じたときは、事実の発生により判断し、被扶養者の認定・取消年月日を決定します。

ただし、配偶者の保険者との調整により、認定・取消年月日が特例的に変更となる場合があります。

＜認定替えとなる事例＞

例１　共同扶養者双方（夫婦）が給与収入のみであり、年間の所得が源泉徴収票において確認できたときは、２月１日付けで認定（又は取消）とします。

例２　組合員の年間の所得は源泉徴収票において確認し、配偶者の所得は確定申告をもって確認するときは、確定申告を行った日で認定（又は取消）とします。

（2） 組合員の父母の認定

父母のどちらかを被扶養者として認定する場合、夫婦相互扶助の観点から、両者の収入限度額の合算額以上となると認定できません。また、組合員の兄弟姉妹の扶養能力等を確認の上、認否を判定します。

例えば、父母を被扶養者として認定する場合の収入限度額は、次のような取扱いとなります。

≪父母の収入判定≫　　障害：障害年金の受給要件に該当する程度の障害

		収入額・収入限度額	認定の可否
例1	父 62歳	200万円　＞　180万円	× 父の収入が限度額以上のため、認定できません。
	母 58歳（障害なし）	30万円　＜　130万円	○ 母の収入が限度額未満、かつ、父母の収入合算額が限度額合算額未満のため、認定できます。
	父母の収入合算額	230万円　＜　310万円	

		収入額・収入限度額	認定の可否
例2	父 66歳	210万円　＞　180万円	× 父の収入が限度額以上のため、認定できません。
	母 59歳（障害あり）	170万円　＜　180万円	× 母の収入は限度額未満ですが、父母の収入合算額が限度額合算額以上のため、認定できません。
	父母の収入合算額	380万円　＞　360万円	

		収入額・収入限度額	認定の可否
例3	父 56歳（障害なし）	120万円　＜　130万円	○ 父の収入が限度額未満、かつ、父母の収入合算額が限度額合算額未満のため、認定できます。
	母 67歳	120万円　＜　180万円	○ 母の収入が限度額未満、かつ、父母の収入限度額が限度額合算額未満のため、認定できます。
	父母の収入合算額	240万円　＜　310万円	

（3）　兄弟姉妹の認定

父母及び他の兄弟姉妹の扶養能力の有無、同居別居の状況等を確認の上、認否を判定します。

（4）　祖父母、孫、甥姪、叔伯父、叔伯母、姻族等の認定

配偶者、直系血族、三親等以内の親族及び兄弟姉妹の扶養能力の有無、同居別居の状況等を確認の上、認否を判定します。

（5）　組合員と別居している親族（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）の認定

主として組合員の収入により生計を維持していること（生計維持関係）を確認の上、認否を

判定します。組合員の援助額が対象者の全収入額（対象者の収入額と組合員及びその他の人の送金による収入の合計）の３分の１以上の額であるときは、主として組合員が生計を維持していると考えます。最終的には、組合員の収入、他の扶養義務者の有無、生計維持の実態等、諸事情を総合的に判断して認否を判定します。

§７の３　被扶養者の申告

組合員は、次のいずれかに該当する場合は被扶養者申告書（様式集§07-001）により、速やかに所属所長を通じて共済組合に（任意継続組合員は共済組合に直接）届け出なければなりません。

（１）　新たに組合員となったときに被扶養者の要件を備える人がいるとき

※　他支部・他共済から転入した場合で、元々被扶養者として認定されていた人を引き続き被扶養者とする場合も、被扶養者認定申告書の提出が必要です。

（２）　新たに被扶養者の要件を備える人が生じたとき

（３）　被扶養者がその要件を欠くに至ったとき

１　被扶養者の認定

（１）　認定日

新たに被扶養者の要件を備える人が生じたときは、その事実が生じた日を認定日として、被扶養者申告書を提出することができます。（事例ア）

ただし、その申告書の届出が、扶養事実の生じた日から30日を過ぎて提出された場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。（事例イ）

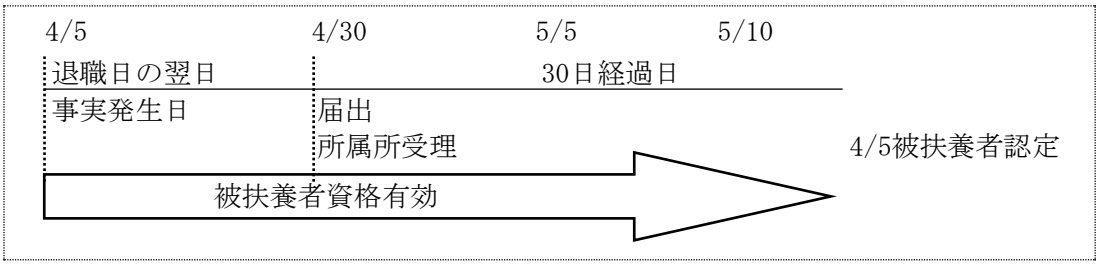
※　特例として、夫婦共同扶養に限り、配偶者の保険者から不認定通知等の交付を受けたときは、扶養事実の生じた日を認定日とし、認定替えのときは、配偶者の保険者との協議により認定日を調整します。

なお、扶養手当を受けている人の認定の場合、被扶養者の要件を備えた日とは、扶養手当の支給開始日ではなく、あくまで事実発生日（出生日、婚姻日、退職の翌日、同居日、60歳の誕生日の前日等）になりますので注意してください。

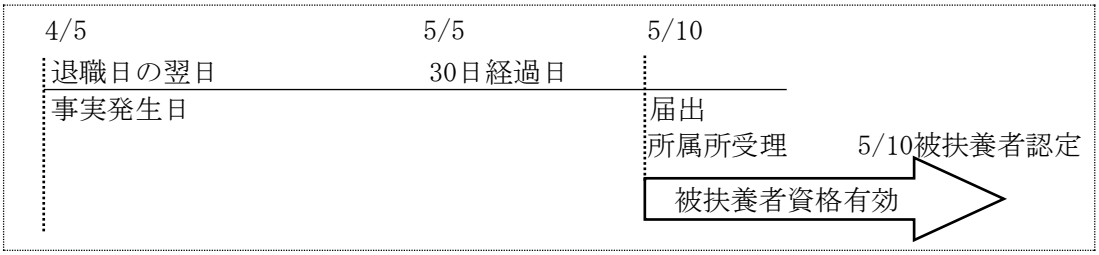
（ア）「30日」の起算日は扶養事実の生じた日の翌日です。ただし、期間が午前零時から始まる場合は扶養事実の生じた日を起算日とします。（例えば、民間会社を退職して無職となった配偶者については、健康保険の被保険者資格喪失日（退職日の翌日）が扶養事実発生日となり、その日が起算日となります。）

（イ）確定申告により、収入限度額以内を確認した場合に、確定申告を行った日が確認できない場合には、確定申告受付期間の末日が事実発生年月日となります。

（事例ア）



（事例イ）



（２） 被扶養者認定申告に必要な書類

次の書類を被扶養者申告書（様式集§07-001・記入例§07-003参照）に添付して申請してください。

他支部・他共済から転入した場合で、元々被扶養者として認定されていた人を引き続き被扶養者とする場合は、被扶養者申告書に転入前の共済組合又は前の組合員期間に被扶養者認定されていたことがわかる書類（マイナポータルの写し(提出日より１か月以内)、資格確認書の写し）を添付することで、次の書類の添付を省略することができます。

ただし、被扶養者個人番号報告書及び国民年金第３号被保険者関係届の提出が必要な場合は、省略することができません。

○必要とするもの　△場合によって必要とするもの

提出書類等 ＼ 被扶養者の区分	扶養手当支給「有」の場合（給与事務担当者の確認有）	扶養手当支給「無」（申請中を含む）の場合	
		収入見込がある場合	収入見込がない場合
被扶養者申告書（様式集§07-001）【注１】	○	○	○
扶養事実申立書（様式集§07-009）	○	○	○
認定要件を備えた日が確認できる書類【注２】	○	○	○
住民票の写し（本籍・個人番号の記載がないもの【注３】）	○	○	○
日本国内に住民票がなく国内居住要件の例外【注４】に該当することの確認書類	△	△	△
組合員と続柄が確認できる書類（本籍・個人番号の記載がないもの【注３】） ／住民票の写しは、組合員又は認定対象者が世帯主でない場合は不可 内縁関係にある配偶者にあっては、所属所長の証明書等		○	○
組合員との同居を明らかにする証明書		△	△

所得証明書又は確定申告書一式の写し等 ／給与収入・年金収入以外の収入に係る確定申告を行った場合は、必ず確定申告書一式（収支内訳書を含む。）の写し		○	○ 義務教育終了前の人を除き、収入がない場合も必須
給与支給明細書の写し、雇用条件説明書等		△ 転職・復職等で前年と収入が異なる場合は必要	
最新の年金額を確認できる書類（年金証書・年金額改定通知書・年金振込通知書等）の写し		△	
共同扶養に係る双方の収入比較書類	△ 夫婦とも公立学校共済組合の場合は不要		
被扶養者個人番号報告書 （様式集§07-014）【注５】	△ 当支部の被扶養者であった人を引き続き被扶養者とする場合は不要		
国民年金第３号被保険者関係届 （様式集§07-011）	△ 20歳以上60歳未満の配偶者を扶養認定する場合は必要（組合員が、65歳以上又は任意継続組合員の場合を除く。）		
その他の書類	△	△	△

【注１】「被扶養者申告書」に記入する漢字氏名は、「一般的な字形」を使用して記入してください。書類に記入された氏名に、いわゆる「外字」が使用されている場合は、当組合において、「一般的な字形」に置換した上で、登録及び表記を行います。

【注２】認定要件を備えた日が確認できる書類とは、次のいずれかの書類です。

認定要件具備の事由	事実発生年月日が確認できるいずれかの書類
出生	住民票の写し・住民票記載事項証明書・出生届受理証明書・母子手帳の写し　等
結婚又は離婚	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書　等
退職	退職辞令書の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証（両面）の写し　等
非常勤講師の任用期間終了	退職辞令書の写し・勤務条件説明書の写し
雇用保険の基本手当受給終了	雇用保険受給資格者証（両面）の写し
収入の逆転による扶養替え	収入の逆転がわかるもの（辞令書の写し・給与明細書の写し　等） 旧資格を喪失済の場合、被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書等
その他	その他事実発生日が確認できる書類

※　夫婦共同扶養の場合、配偶者の保険者が発行する不認定通知又はこれに類する書類の交付を受けているときは、その通知等が必要です。

【注３】本籍・個人番号の記載がある証明書（住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍記載事項証明書等）が所属所に提出された場合の取扱いについて

所属所長は、証明書等の本籍・個人番号の部分を復元できない程度にマスキング（黒塗り）等をした上で写しを取り、「本籍（又は個人番号）を除いた部分について原本と相違ない」と記載し証明する（証明印は不要）か、続柄等確認書（様式集§07-007）に必要事項を転記して提出してください（当該証明書は速やかに組合員へ返却）。

【注４】国内居住要件の例外について

被扶養者の住民票が日本国内にない場合でも、海外への渡航が一時的なものであり、日本国内に生活の基礎があると認められる人については、国内居住要件の例外として取り扱います。国内居住要件の例外に該当する事由及び確認書類は、次表のとおりです。

なお、認定中の被扶養者が海外に転居する場合で、被扶養者取消を行わず継続して認定を希望する場合も同様に、組合員等情報変更申告書（様式集§08-003）に確認書類を添付して提出してください。

事　　由	確認書類 ※
①　海外において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書　等
②　海外に赴任する組合員に同行する人	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書　等
③　観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書　等
④　組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた人であって、②と同等と認められる人	出生や婚姻等を証明する書類　等
⑤　①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる人	個別の判断となるため、共済組合に連絡してください。

※　確認書類は全て写しを提出してください。また、書類が外国語で記載されている場合は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

【注５】所属所は個人番号報告書送付票（様式集§06-018）を作成し、付して提出してください。

２　被扶養者の認定取消

被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、直ちに所属所長を経由して、共済組合へ取消の手続をしてください。届出が遅れた場合でも、事実発生年月日にさかのぼって認定が取消になります。

被扶養者の要件を欠いている期間に保険医療機関等で治療を受けた場合は、共済組合が給付した医療費を返還していただくことになります。思わぬ多額な出費に慌てることにもなりかねませんので、手続が遅れることのないよう十分に注意してください。

（１）　被扶養者の要件を欠くとき（例）

ア　他の社会保険制度の被保険者となったとき。

イ　恒常的な収入が年額130万円以上になったとき（雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。）。

ウ　収入の不安定な人が４か月以上連続して月額108,334円以上になったとき（雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。）。

エ　収入の不安定な人が12か月（暦年ではありません）の収入の累計額が130万円以上に達したとき（雇用条件説明書等の書面により見込まれる場合を含む。）。

オ　日額3,612円以上の雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付）を受けるに至ったとき。

カ　事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき。

キ　60歳以上の人について、老齢年金又は遺族年金が新規決定されたことにより、年間収入が180万円以上となったとき（取消日は、受給権の発生した日の属する月の翌月の初日）。

ク　60歳以上の人について、老齢年金又は遺族年金の年金額が改定されたことにより、年間収入が180万円以上となったとき（取消日は、年金額改定通知書を受領した日、通知書発行年月日の１週間後の日）。

ケ　障害年金が新規決定又は年金額改定されたことにより、年間収入が180万円以上となったとき（取消日は、年金額決定（又は改定）通知書を受領した日、通知書発行年月日の１週間後の日）

コ　扶養手当又はこれに相当する手当が組合員以外の人に支給されるとき。※

サ　共同扶養者との収入の逆転が判明したとき。※

シ　結婚、死亡、離婚又は離縁等をしたとき。

ス　組合員との同居を必要条件とされている親族（配偶者の父母等）が別居したとき。

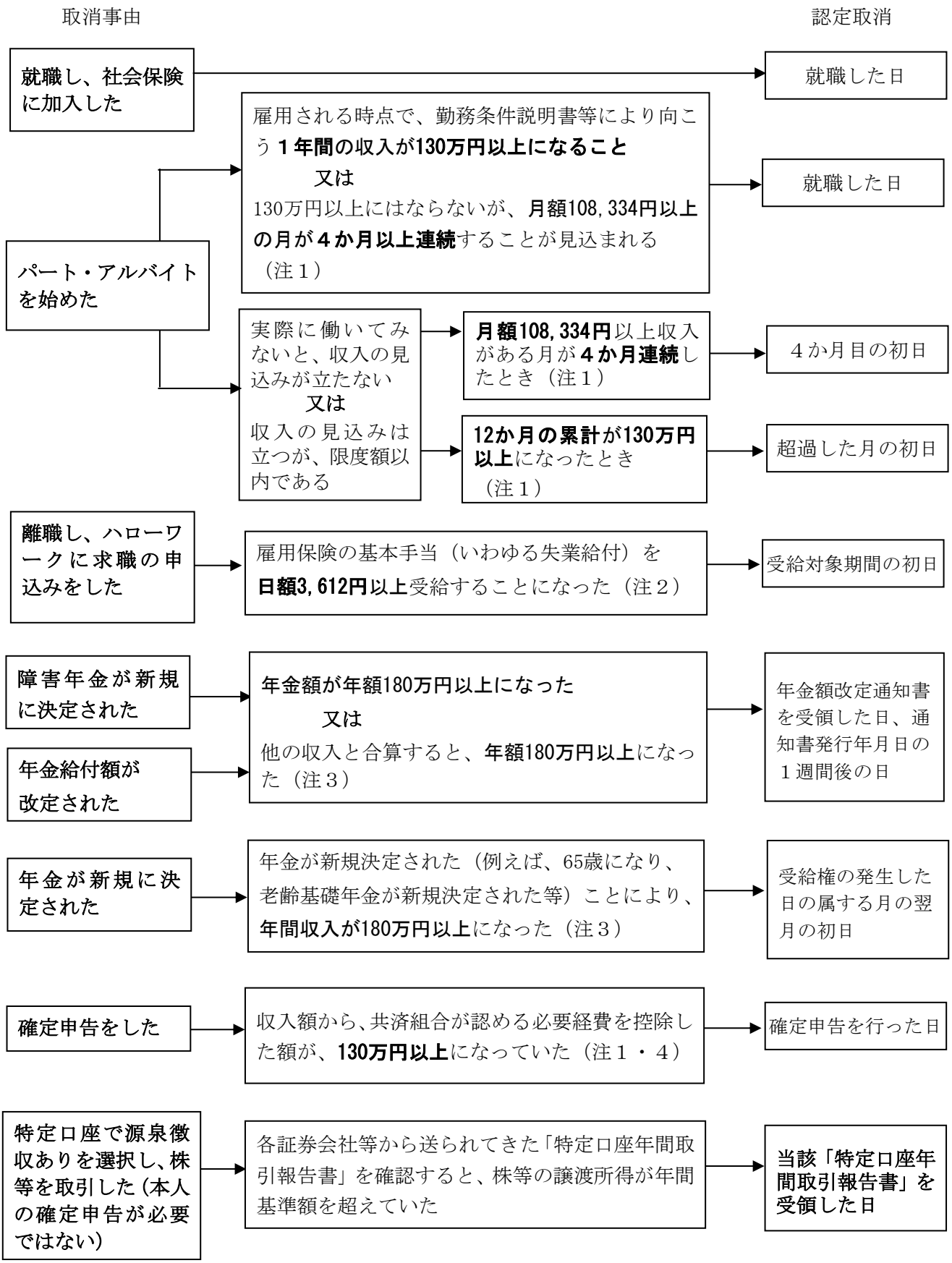
セ　社会通念上、組合員がこの被扶養者にとって主たる扶養者でなくなったとき。

ソ　国外に転居したとき（国内居住要件の例外に該当する場合を除く。）。

※　夫婦共同扶養における、育児休業等を取得した場合の特例を除く。（§７-007頁参照）

（２） 取消日

次のフロー図は、被扶養者の認定の取消になる事例です。



（注１）　収入には、通勤手当・ボーナスを含みます。障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人・60歳以上の人の収入限度額は、年額（12か月の累計）180万円、月額15万円、日額5千円になります。また、該当年の12月31日の年齢が19歳以上23歳未満の人（組合員の配偶者を除く）※の収入限度額は、年額（12か月の累計）150万円、月額12万５千円、日額4,167円となります。

※　「19歳以上23歳未満の者」とは、該当年の12月31日の年齢で判定します。年齢は、誕生日の前日に加算されるため、１月１日生まれの方は、12月31日に年齢が加算されることに留意してください。また、「60歳以上の人」とは、60歳の誕生日の前日以降の人をいいます。

（注２）　失業給付の待機期間・給付制限期間は、被扶養者として認定できます。また、障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人・60歳以上の人の収入限度額は、日額５千円、該当年の12月31日の年齢が19歳以上23歳未満の人（組合員の配偶者を除く）の収入限度額は、日額4,167円となります。

（注３）　年金には、企業年金や財形貯蓄・生命保険会社等の個人年金も含みます。また、60歳未満の人（障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者を除く。）の収入限度額は、130万円になります。

（注４）　共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。
租税公課・広告宣伝費・接待交際費・損害保険料等は、必要経費として認められません。

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割り引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

その他の事例の取消日

認定取消事由	認定取消日
結婚し、配偶者の被扶養者となった	婚姻日
死亡	死亡日の翌日
離婚又は離縁	離婚又は離縁した日の翌日
事業収入が収入限度額以上になったときで、確定申告した日が確認できない場合	確定申告受付期間の初日

（３）　被扶養者取消申告に必要な書類

被扶養者申告書（様式集§07-001）、該当被扶養者の資格確認書（交付されている者のみ）及び認定取消日を確認できる次の書類を添付して提出してください。

認定取消事由	事実発生年月日を確認できる書類
就職し、自身で社会保険に加入したとき	資格情報のお知らせ等、社会保険に加入した日がわかる書類の写し
就職により向こう１年間の収入が限度額を超える見込みが立つとき	雇用契約書・勤務条件説明書の写し等雇用条件のわかる書類
収入の不安定な人の12か月の収入額累計が130万円以上に達したとき	収入限度額を超えた対象月を含む過去13か月分の給与支給明細書の写し

収入の不安定な人が４か月以上連続して 108,334円以上になったとき	収入限度額を超えた対象月を含む過去５か月分の給与支給明細書の写し
日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき	雇用保険受給資格者証（両面）の写し
事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき	確定申告書一式（収支内訳書を含む。）の写し
公的年金額が180万円以上となったとき	年金額改定通知書の写し等
組合員との同居を必要条件とされている親族が別居したとき	別居した日が記載された住民票の写し等
夫婦共同扶養における収入逆転が判明したとき	収入が逆転したことが分かる書類、配偶者の保険証の写し
その他	その他事実発生日が確認できる書類

（４） 資格喪失証明書の交付

資格喪失証明書の希望「必要・不要」欄のいずれかに〇を記入してください。

（国民健康保険加入等の場合、資格喪失証明書が必要となります。）

（５）国民年金資格区分の変更等手続

20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者の認定取消となり国民健康保険に加入する場合は、国民年金第１号の該当となります。年金加入期間に空白が生じないよう、併せて手続が必要になります。

次の事由により被扶養者ではなくなった場合には、「国民年金第３号被保険者関係届」の提出が必要です。

・　収入超過、超過見込により被扶養配偶者ではなくなった場合（雇用保険の受給も含む）
・　離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合

また、死亡の場合も同様に「国民年金第３号被保険者関係届」の提出が必要です。

§７の４　被扶養者の収入判定事例

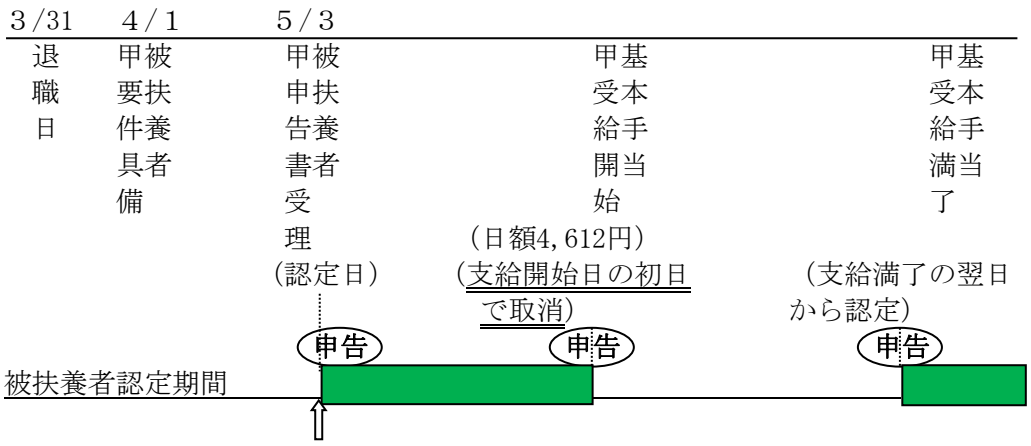
所得判定等する上で、特に次のことに注意して取り扱います。

□　被扶養者の収入に含めない収入

- 退職手当又は不動産売却による一時的な収入
- 雇用保険法による特例一時金及び高年齢求職者給付金
- 出産手当金
- 奨学金
- 個人年金等の解約による一時的な収入
- その他　　等

□　被扶養者が雇用保険の基本手当を受給するとき

- 雇用保険法による失業給付の待期期間及び給付制限期間は、失業給付の支給を受けていないので認定できます。
- 雇用保険の基本手当の日額が3,612円（130万円÷360日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず受給期間中は被扶養者として認定できません。その受給期間中は国民健康保険に加入することになります。



※　要件具備の日（４月１日）から、30日以上経過した５月３日に被扶養者申告書が受理されているため、５月３日から認定となります。

※　この例の場合、４月30日までに被扶養者申告書を所属所に提出し、受理されていれば、４月１日から認定となります。

□　給与収入を得ることになった被扶養者の認定及び認定取消の例

（１）雇用された時点で認定取消となるとき

ア　向こう１年間の収入が130万円以上になると見込まれるとき

イ　新しく社会保険に加入したとき

ウ　月額108,334円以上の収入で４か月以上連続して雇用されることが見込まれるとき

エ　３か月以下の雇用期間が雇用されていない期間をはさんで数度ある場合は、12か月の収入の累計が130万円以上となったとき（その月の初日）

（２）雇用された時点では認定が継続するとき

ア　月額108,334円以上であっても雇用期間が３か月以下の期間であることが明らかであるアルバイト及びパート勤務等（以下「アルバイト等」という。）は、収入の累計額が130万円未満である間は認定できます。

ただし、同じ条件で雇用期間が引き続き延長された場合は、４か月目の初日に認定取消となります。

イ　月の収入が変動する場合、月の収入が限度額（108,334円）未満であることが恒常的に見込まれるときは、一時的に月の収入が限度額以上となっても、12か月の累計が130万円以上となるまでの間は認定できます（具体的には、月額108,334円以上の収入がある月が４か月以上連続しなければ、12か月の累計が130万円以上となるまでの間は認定できます。）。

※　再度の認定

不安定収入の人が、12か月の収入累計超過又は月の限度額を４か月連続超過により認定取消となった後、再度認定できるのは、雇用条件の変更等により向こう１年間の収入見込み額が限度額以内になることが確実と認められるときです。

具体的には、月の収入限度額を４か月連続で下回った場合（事実発生年月日は４か月目の初日）又は、任期が定まっている場合は退職日の翌日をもって、再度認定することができます（ただし、任期が定まっていない場合は、退職日の翌日ではなく、実際に月の収入限度額が４か月連続で下回った場合に、再度認定することができます。）。

□　非常勤講師の収入判定

勤務条件説明書により、採用時点から向こう１年間の収入の見込み額が立つ場合の収入見込み額の具体的な計算方法は、次のとおりです。

なお、勤務条件説明書の勤務時間数（週案作成時間数がある場合は、その時間を含める。）に時間単価と任用期間の週数を乗じて算出し、期末手当及び通勤費が支給される場合は、その金額も含めます。

【事例】任用期間　　令和８年４月６日から令和９年３月25日まで
勤務時間数　10時間／週（週案作成時間２時間）
時間単価　　2,670円
通勤費　　95円（日額）　　週あたり３日勤務
報酬　　@2,670×12時間×38週＝1,217,520円・・・①
期末手当　　200,000円（任命権者によって計算方法が異なるが、任用時の見込みで計算）・・・②
通勤費　　@95×３日×38週＝10,830円・・・③
①＋②＋③＝1,428,350円

※　任用期間の週数については、特に記載がない場合は、原則年間38週で計算します。38週でない場合は、勤務先が作成する、年間の週数がわかるものの提出が必要です。

□　被扶養者にパート収入がある場合の収入判定

○　パートやアルバイトなどの勤務条件説明書等の交付がなく、収入の見込み額が積算できない不安定収入の場合、年額（12か月の累計）及び月額の収入により判定します。
・年額（12か月の累計）が130万円以上になったら超過した月の初日で取消
・月額108,334円以上収入がある月が４か月連続すると、４か月目の初日で取消

○　収入には、通勤手当・ボーナスを含めます。

≪パート収入・年２回ボーナス支給有の場合の判定例≫

支給月	支給額　（円）						月々判定	備考
	給 与	通勤手当	賞与÷12		小計	累計		
a年11月	85,000	5,000	10,000		100,000	100,000	○	賞与120,000
a年12月	90,000	5,000	10,000		105,000	205,000	○	
a+1年１月	95,000	5,000	10,000		110,000	315,000	×	
a+1年２月	115,000	5,000	10,000		130,000	445,000	×	
a+1年３月	90,000	5,000	10,000		105,000	550,000	○	
a+1年４月	95,000	5,000	10,000		110,000	660,000	×	
a+1年５月	100,000	5,000	10,000	10,000	125,000	785,000	×	賞与120,000
a+1年６月	105,000	5,000	10,000	10,000	130,000	915,000	×	
a+1年７月	115,000	5,000	10,000	10,000	140,000	1,055,000	×	a+1年７月１日で取消
a+1年８月	100,000	5,000	10,000	10,000	125,000	1,180,000	×	
a+1年９月	90,000	5,000	10,000	10,000	115,000	1,295,000	×	
a+1年10月	91,000	5,000	10,000	10,000	116,000	1,411,000	×	

§７の５　被扶養者申告書等の提出先

１　認定申告する被扶養者に扶養手当が支給されている場合

（１）所属所長が、扶養手当の認定権者になっている所属所

組合員→所属所→共済組合

≪例≫　県立学校、広島市以外の市町立の小学校、中学校及び共同調理場

（２）上記以外の所属所

組合員→所属所→上記以外の扶養手当の認定機関→共済組合

※　被扶養者申告書に必要書類を添付し、ホッチキス等で留めてください。

※　被扶養者個人番号報告書（様式集§07-014）は、所属所から共済組合に直接提出してください。所属所は個人番号報告書送付票（様式集§06-018）を作成し、付してください。

２　認定申告する被扶養者に扶養手当が支給されていない場合（申請中の場合を含む）及び認定取消の申告をする場合

組合員→所属所→共済組合

§７の６　被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

１　後期高齢者医療制度の被保険者

次のいずれかに該当する人は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となり、公立学校共済組合の被扶養者であった場合は、その資格を喪失することになります。

（１）　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人

（２）　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※　後期高齢者医療広域連合とは、この制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体で、個別の問い合わせ先は、住所地管轄の市区町村役場になります。

２　事務手続

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得する日までに、後期高齢者医療広域連合から「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が交付されます。この後期高齢者医療制度の加入日をもって、共済組合の被扶養者の資格を喪失することになります。

その場合、次の書類をそろえて、所属所を通じて共済組合に資格確認書等を返納してください。

（１）　75歳に達し、後期高齢者医療被保険者となった場合

ア　後期高齢者医療制度加入者の資格確認書等の返納について　（様式集§07-005）

イ　（交付を受けている者のみ）資格確認書・高齢受給者証等

（２）　一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療被保険者となった場合

ア　後期高齢者医療障害認定届書　（様式集§07-006）

イ　（交付を受けている者のみ）資格確認書・高齢受給者証等

ウ　後期高齢者医療被保険者に加入したことがわかる書類（資格確認書等）の写し

３　後期高齢者医療保険料の軽減措置について

後期高齢者医療制度加入直前に、被扶養者であった場合、２年間は保険料の軽減措置があります。

原則、この軽減措置を受けるための手続は必要ありませんが、市区町村から通知される保険料等を確認し、軽減措置されていない場合は、手続が必要です。手続に「公立学校共済組合被扶養者認定取消証明書」が必要であれば、共済組合に電話で連絡してください。

§７の７　被扶養者資格の検認（資格確認）（地方公務員等共済組合法施行規程第97条）

平成18年度より１年ごとに検認（被扶養者の資格確認）を行うこととされ、検認対象とする被扶養者の所得等を確認し、認定の継続が適正かどうかを確認することになっています。

この検認を受けない場合、被扶養者資格は無効となり、マイナ保険証等は使用できなくなります。

検認時には次の事項を確認します。関係書類の提出が必要になりますので、速やかに提出できるよう各自で保管をしていただく必要があります。

詳細については、毎年度所属所宛に送付する通知をご覧ください。

（１）　被扶養者の収入の確認

ア　収入の有無によらず全員提出（(ｱ)から(ｳ)のいずれか）

(ｱ) 所得証明書

(ｲ) 確定申告書及び収支内訳書の写し

※　給与収入以外の収入があり、確定申告をした場合は、必ず提出してください。

(ｳ) 給与所等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し

※　給与収入のみの場合は、(ｱ)に代えることができます。

イ　給与収入がある場合

(ｱ) 給与明細書の写し

(ｲ) 雇用条件が分かる書類の写し

※　交付を受けている場合は、必ず提出してください。

ウ　年金（公的年金・企業年金・個人年金）を受給している場合

最新の年金額が分かる書類の写し

エ　「一時的な収入変動」として取り扱うことができる給与収入がある場合

特例措置の適用を希望する場合は、令和６年２月２日付け通知「事業主の証明による被扶養者認定について」の別紙３を提出してください。

（２）　主たる扶養者の確認〔共同扶養義務者がいる場合〕

被扶養者に共同扶養者がいる場合、組合員及び共同扶養者全員の収入確認書類として、上記（１）アと同様の書類を提出してください。

※　組合員及び共同扶養者の転職や退職、年金の決定等により、所得証明書等に記載されている収入と、検認実施時点の収入見込額が異なる場合は、転職後の勤務条件説明書等や年金証書の写し等を提出してください。

※　組合員については、源泉徴収票の写しの提出に代えることができます。

（３）同居が要件になっている場合の確認

被扶養者が、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合は、同居を確認できる住民票の写し（証明日が６月１日以後のもの）を提出してください。

（４） 別居の被扶養者への送金確認

振込通知書、預金通帳の写し等、組合員から被扶養者に送金していることが確認できる書類を提出してください。

※　被扶養者が学生の場合、在学証明書に代えることができます。

§７の８　国民年金第３号被保険者（被扶養配偶者）に係る届出手続（国民年金法第12条第６項、第９項）

組合員の配偶者で、被扶養者として認定される20歳以上60歳未満の人は、国民年金第３号被保険者の資格を取得して国民年金に加入することになっています。

この国民年金第３号被保険者の資格取得、種別変更及び種別確認の届出は、共済組合が代行することになっていますので、次に掲げる異動があった場合は共済組合へ、必要書類を提出してください。

なお、この届出が漏れると、将来受給する年金に影響する可能性があるので、注意してください。

※　国民年金と被保険者の種別

国民年金とは、日本に居住する20歳以上60歳未満の全ての国民が加入する、公的年金制度の基礎となるものです。

第１号被保険者	第２号被保険者	第３号被保険者
国内に居住する自営業などの20歳以上60歳未満の人	65歳未満の公務員・会社員等の厚生年金の加入者	第２号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

＜届出手続＞

異　動　内　容	提　出　書　類	手　　続	被扶養配偶者の国民年金被保険者種別の異動
配偶者が被扶養者の認定要件を備えるに至ったとき（配偶者の離職、収入の減少、組合員との婚姻等）	国民年金第３号被保険者関係届	被扶養者申告書と併せて提出してください。 被扶養者認定後、年金機構へ提出します。	第１号 第２号　→第３号
被扶養配偶者のいる組合員が、種別変更・継続・所属所異動により、組合員等番号が変更になったとき		該当したとき、速やかに提出してください。	第３号→第３号
被扶養配偶者の年齢が20歳に達したとき		該当したとき、速やかに提出してください。	無資格→第３号
被扶養配偶者が海外転居（国内に住民票がない）するが、国内居住要件の例外に該当するとき		該当したとき、速やかに提出してください。	第３号→第３号
国内居住要件の例外に該当していた被扶養配偶者が国内転居（国内に住民票がある）するとき		該当したとき、速やかに提出してください。	第３号→第３号

新たに公立学校共済組合員となった者に、被扶養配偶者がいる場合	学生、自営業者から、職員に採用された組合員		公立学校共済組合員資格を取得し、被扶養者認定の手続きをする際に、提出してください。	第１号→第３号
	民間サラリーマンから、職員に採用された組合員			第３号→第３号
	他の共済組合から転入した組合員			第３号→第３号

「国民年金第３号被保険者関係届」の記入にあたっては様式集§07-011～013を参照してください。

また、住民票上の住所と実際の住所が違っている場合は、国民年金第３号被保険者関係届とあわせて国民年金第３号被保険者住所変更届（様式集§08-007）を提出してください。

§７の９　国民年金第３号被保険者資格喪失手続

組合員の配偶者が被扶養者の認定取消となった場合は、国民年金第３号被保険者の資格を喪失します。

次により手続を行ってください。

１　配偶者が被扶養者の認定取消となり国民健康保険に加入する場合

認定取消となった本人が、直接、住所地の市区町村に届出をしてください。

また、収入超過、超過見込（雇用保険の受給を含む）、離婚、国外転居により認定取消となった場合は、被扶養者取消申告書の提出時に、国民年金第３号被保険者関係届（様式集§07-011）を併せて提出してください。

２　配偶者が就職等により社会保険等の資格を取得した場合

就職先で届出の手続を行ってください。

３　組合員が退職により国民健康保険に加入する場合

認定取消となった本人が、直接、住所地の市区町村に届出をしてください。

４　配偶者が死亡した場合

この場合には、共済組合から社会保険事務所に届出を行います。

次の書類を提出してください。

○　国民年金第３号被保険者関係届（様式集§07-011）

§７の 10　被扶養者が乳幼児等医療費受給者証の交付を受けたとき

公費負担医療費助成制度とは、国及び地方公共団体が、法律や条例に基づいて行う医療費の助成です。(「§９の１の（９）他の法令による療養との調整」参照）乳幼児等医療費助成制度もこの公費負担医療費助成制度に該当し、この助成を受けることが決定した者には次の見本のような受給者証が交付され、この受給者証を保険医療機関等の窓口に提示することにより、窓口での支払金額が軽減されるしくみとなっています。短期給付金の適正な支給のため、共済組合では組合員及び被扶養者の公費の受給状況を把握する必要があります。

出生により被扶養者になった子に乳幼児等医療費受給者証が交付された場合

乳幼児医療については、**対象年齢の者が適用を受けていることを前提としているため、出生にともない受給者証の交付を受けた際の共済組合への届出は不要です。**

出生時に申請をしたが非該当になった場合や、交付を受けた後、給付の内容が変更となったり、認定が取消になった場合に「乳幼児等医療費制度変更・非該当届出書」(様式集§07-016) により共済組合へ届け出てください。

乳幼児等医療費受給者証の交付を受けていないことについて届出がない場合、組合員へ支払うべき附加給付(例を参照)が支給停止のままとなってしまい、給付ができなくなるおそれがあります。

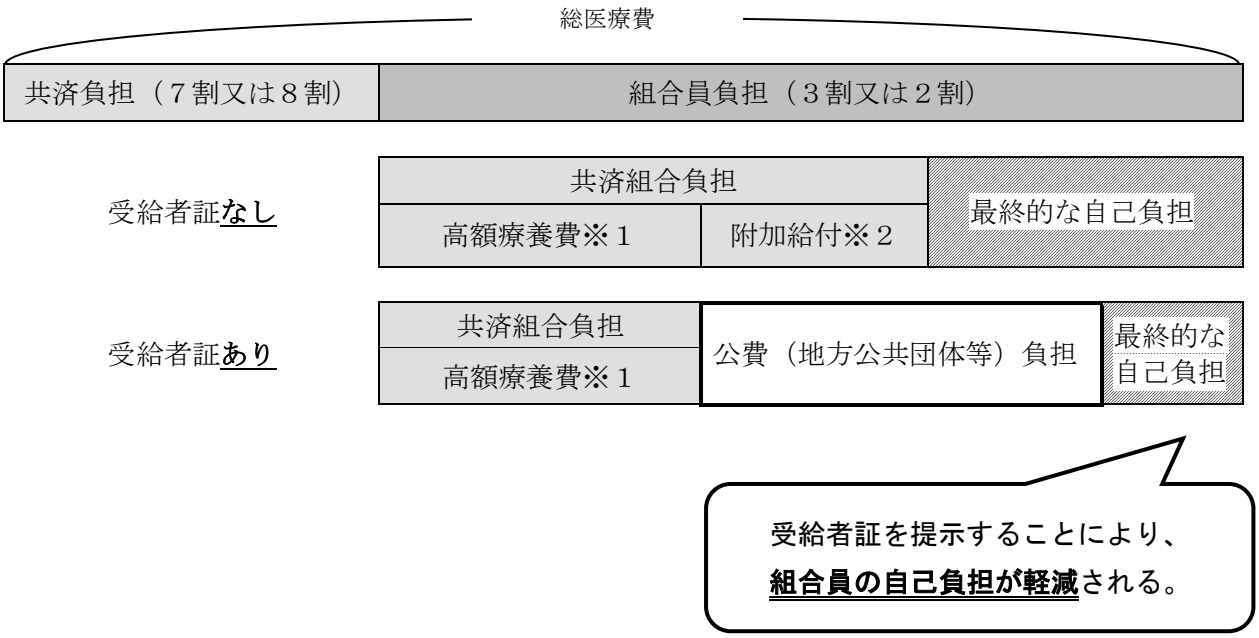
※市町村によって受給者証の名称は異なります。
例）広島市…「こども医療費受給者証」等

乳幼児等医療費受給者証

公費負担者番号		9	0	3	4	0	0	0	0
公費負担医療の受給者番号		1	2	3	4	5	6	7	
乳幼児等	氏名・性別	公立　花子　　女							
	生年月日	令和 ● 年 ○ 月 △ 日							
保護者	住所	〒730-0000 ○○市××区□□町１－２－３							
	氏名	公立　一郎							
一部負担金（自己負担）限度額		通院	500円／日（月４日まで）						
		入院	超過額なし						
有効期限		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで							
発行機関		○ ○ 市 長							
交付年月日		令和 ● 年 ○ 月 × 日							

見本

公費の受給者証を提示した場合の組合員負担（イメージ）



※１　高額療養費に係る金額は、マイナ保険証の利用（マイナ保険証が利用できないときは「限度額適用認定証」を事前に支部へ申請し、交付を受けてください。）の提示により窓口での支払を軽減することができます。

※２　附加給付は、原則として医療機関での受診後３～４か月後に、共済組合から給付金として支給します。附加給付分の金額を医療機関の窓口で軽減して支払うことはできません。